

別表

令和8（2026）年度デジタル広告による特定健診受診率向上事業業務  
評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。  
なお、該当する企画提案者が複数あった場合には、各選定委員による評価の合計点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を選定する。
- 4 各選定委員による評価の合計点の平均点が60点未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。企画提案者が1者の場合も同様とする。

評価項目	評価内容	配点
事業目的の理解度	① 事業内容の趣旨及び目的が十分理解され、明確なコンセプトの下に提案されているか。	15
事業の提案内容	② 広告配信の手法や広告運用計画が、目的達成に向け効果的な提案となっているか。	15
	③ ターゲットが明確であり、ターゲットに訴求する適切な広告配信内容の提案になっているか。	15
	④ クリエイティブ、ランディングページが事業目標を達成する上で適切な内容であり、広告とランディングページに親和性がある提案となっているか。	10
	⑤ 広告配信及びランディングページとなるウェブサイトの分析により、事業の改善が見込まれる提案であるか	15
	⑥ 目標達成に向け、ツール(GA4、GTM等)や広告配信が適切に設定され、広告の最適化や目標とする指標のデータが確実に取得できるものであるか。	15
事業実施に当たっての実現性・計画性	⑦ 事業計画を確実に実施する体制を整えているか。	5
事業実績	⑧ 過去に類似・関連事業の実績があるか。	5
費用の積算	⑨ 費用の積算は合理的な内容になっているか。	5
総 計		100